

綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市消防職員（以下「職員」という。）の消防業務を円滑に遂行するために必要な道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する大型自動車免許（以下「大型免許」という。）を取得する職員に対して、取得に要した費用の一部を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者は、消防士長以下の階級の者で綾瀬市消防本部の用に供する大型自動車を運用又は運用することが想定される職員とし、消防長が活動状況等を鑑み、適任であると認める者とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で大型免許の取得に係る費用のうち、次に掲げる費用の合計額の3分の1の額（その額が10万円を超えるときは、10万円）とする。

- (1) 自動車教習所の入所に要する費用
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に要する費用
- (3) 自動車教習所に入所後最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する費用

2 前項の補助金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の承認の申請)

第4条 この要綱に基づき補助金の交付を受けて、大型免許を取得しようとする職員は、4月15日から同月25日までの期間内に大型自動車免許取得費補助承認申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

(補助の承認等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、大型自動車免許取得費補助承認（不承認）通知書（第2号様式）により前条の規定により申請をした職員に通知するものとする。

2 前項の規定による承認又は不承認は、当該承認又は不承認を行った日の属する年度内に限り効力を有するものとする。

(承認の取下げ)

第6条 前条に規定する承認を受けた職員が次に掲げる場合に該当したときは、速やかに大型自動車免許取得費補助辞退届出書（第3号様式）を提出しなければならない。

(1) 承認の日の属する年度の2月末日までに免許取得の見込みが無くなったとき

(2) その他取り下げる事由が発生したとき

(補助金の交付申請)

第7条 第5条の規定による承認を受けた職員が大型免許を取得したときは、当該承認の日の属する年度の2月末日までに、大型自動車免許取得費補助金交付申請書（第4号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、申請しなければならない。

(1) 運転免許証の写し

(2) 第3条各号に掲げる費用を支払ったことが確認できる書類

(決定通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、大型自動車免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により前条の規定により申請をした職員に通知するものとする。

(情報及び資料の提出)

第9条 補助金の交付を受けようとする職員又は受けた職員は、大型免許の取得に関する必要な情報又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(補助金の請求)

第10条 第8条の規定により補助金の交付の決定を受けた職員は、大型自動車免許取得費補助金交付請求書（第6号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 市長は、前条に規定する請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付決定を受けた職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年以内に退職するとき

(3) 補助金を交付することが著しく不適當であると認めるとき

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、大型自動車免許取得費補助金取消通知書（第7号様式）により交付決定を受けた職員に通知するものとする。

3 市長は、同条第1項の規定により、交付決定を取り消したときは、大型自動車免許取得費補助金返還通知書（第8号様式）により、その職員に通知し、期限を定めて返還させなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

大型自動車免許取得費補助承認申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 所属

職

氏名 _____

次のとおり綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第4条の規定により、申請します。

大型免許取得予定時期	年 月頃
大型免許取得の施設	(所在地)
	(名称)

※ 添付書類 運転免許証の写し (表裏)

第2号様式(第5条関係)

大型自動車免許取得費補助承認（不承認）通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった大型自動車免許取得費補助については、次のとおり決定したので、綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第5条第1項の規定により、通知します。

承認する

承認しない

(理 由)

第3号様式(第6条関係)

大型自動車免許取得費補助辞退届出書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 所属

職

氏名

次のとおり綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第6条の規定により、承認の取下げを申請します。

承認通知年月日	年 月 日
取下げ理由	<input type="checkbox"/> 第6条第1号 <input type="checkbox"/> 第6条第2号 (事由)

※ 添付書類 第2号様式の写し

第4号様式(第7条関係)

大型自動車免許取得費補助金交付申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所

所属

職

氏名 _____

次のとおり綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を申請します。

免許取得年月日	
免許登録番号	
免許取得の施設	
取得費用合計	円
交付申請額	円

- ※ 添付書類
- 1 運転免許証の写し（表裏）
 - 2 第3条各号に掲げる費用を支払ったことが確認できる書類

第5号様式(第8条関係)

大型自動車免許取得費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった大型自動車免許取得費補助金については、綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

交付する。

交付決定額 円

交付しない。

(理 由)

第6号様式(第10条関係)

大型自動車免許取得費補助金交付請求書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請者 住所

所属

職

氏名 _____

次のとおり綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第10条の規定により、補助金を請求します。

請求金額	円
交付決定通知日	年 月 日
交付決定額	円

振込先口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

添付書類 大型自動車免許取得費補助金交付決定通知書（第5号様式）の写し

第7号様式(第12条関係)

大型自動車免許取得費補助金取消通知書

年 月 日

殿

綾瀬市長

年 月 日付けで交付決定した大型自動車免許取得費補助金については、次のとおり決定を取り消しましたので、綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

- 1 取り消した日 年 月 日
- 2 取消理由 第12条第1項 号に該当したため
(理由の詳細)

第8号様式(第12条関係)

大型自動車免許取得費補助金返還通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで請求があり、交付した大型自動車免許取得費補助金については、年 月 日付けでその交付決定を取り消したため、綾瀬市消防職員大型自動車免許取得費補助金交付要綱第12条第3項の規定により、通知します。

返還すべき額	円
返 還 期 日	年 月 日 まで

※ 返還方法は、別途指示する。